

障害福祉サービスの 令和3年度報酬改定における注意事項 ～身体拘束廃止未実施減算について～



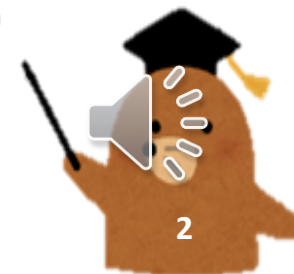
はじめに

身体拘束の適正化に係る運営基準を満たしていない場合は、 基本報酬が減算となります！（令和5年4月～）

令和3年度の報酬改定に伴う運営基準の改正により、身体拘束の適正化の推進のため、事業所の取り組みが令和4年度より義務化されています。

障害福祉サービスにおける身体拘束の適正化の内容について改めて確認しましょう。

介護保険サービスとは異なる部分もあるので、
注意しましょう！



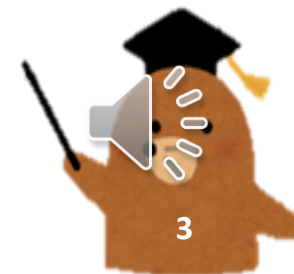
身体拘束ってなに？

身体拘束： 本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる行為のこと

不適切な身体拘束は、障害者の意思にかかわらず身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または停止させる行為であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねません。

そのため、**緊急やむを得ない場合を除き禁止されています。**

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は
身体的虐待に該当します！（障害者虐待防止法）



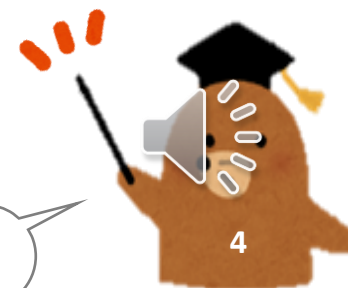
身体拘束の具体例

- 車いすやベッド等に縛りつける
- 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- 行動を制限するために介護服（つなぎ服）を着せる
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離している

不適切な身体拘束をすると？

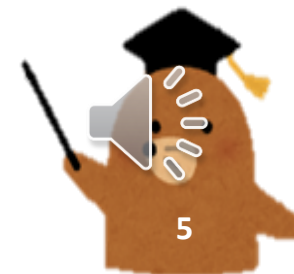
- 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 家族にも大きな精神的負担
- 職員のモチベーション・支援技術の低下などの悪循環が発生

身体拘束等の廃止・適正化のための取り組みが不可欠！



身体拘束未実施減算とは

令和3年度障害福祉サービス報酬改定に伴う運営基準等の改正により、
身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り
組むべき事項を追加するとともに、**減算要件が追加されました。**



令和3年度報酬改定における見直し

<見直し前>

「身体拘束廃止未実施減算」

■ 減算要件

- ① 身体拘束等にかかる記録

■ 対象サービス

- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・施設入所施設
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・共同生活援助
- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・福祉型障害児入所支援
- ・医療型障害児入所施設

<見直し後>

「身体拘束廃止未実施減算」

★ 減算要件（②～④）を追加

★ 減算適用の対象サービスを拡大

■ 減算要件

- ① 身体拘束等にかかる記録
- ② 身体拘束等の適正化のための委員会の開催
- ③ 指針の整備
- ④ 定期的な研修の実施

■ 新規適用サービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援



減算要件

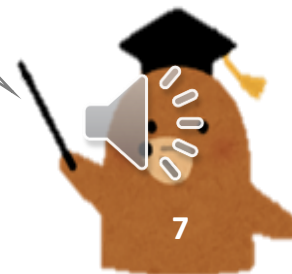
令和5年4月1日より、次の運営基準を**すべて満たさないと**
「**身体拘束廃止未実施減算**」となり、基本報酬が減算となります。

※利用者全員について、1日につき5単位を所定単位数から減算

- ① 身体拘束等に係る**記録**
- ② 身体拘束等の適正化のための**委員会**の開催
- ③ **指針**の整備
- ④ 定期的な**研修**の実施

※②～④は令和3年度より追加

①の記録は身体拘束を行っていない場合は不要ですが、様式は整備してください。
また、②～④はどの事業所も必ず行う必要があります！



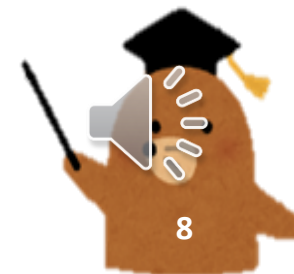
① 身体拘束等に係る記録

身体拘束等を行う場合、その「様態」「時間」「利用者の心身の状況」「**緊急やむを得ない理由**」その他必要な事項を記録すること。

【緊急やむを得ない場合とは・・・】

次の**3つの要件をすべて満たし**、かつ、それらの要件の確認等の**手続きが極めて慎重**に実施されている場合のこと。

- **切迫性** ⇒利用者本人又は関係者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- **非代替性** ⇒身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- **一時性** ⇒身体拘束その他の行動制限が一時的であること。



② 身体拘束等の適正化のための委員会の開催

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（**年1回以上**）開催する。
- ・ 検討結果について従業者に周知徹底を図る。

③ 指針の整備

身体拘束等の適正化ための指針を整備すること。

④ 定期的な研修の実施

従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（**年1回以上**）実施すること。



指針に記載する項目

- ◆ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ◆ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ◆ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ◆ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ◆ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ◆ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ◆ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針



緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

■ 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときは、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定すること。また、個別支援計画に、身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載すること。

■ 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得ること。

■ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録すること。



根拠法令・関係通知等

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
- 「障害者福祉施設等における虐待の防止と手引き」
(令和5年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)
- 「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」
(令和5年5月9日5福保障施第319号東京都福祉保健局障害者施策推進部長通知)

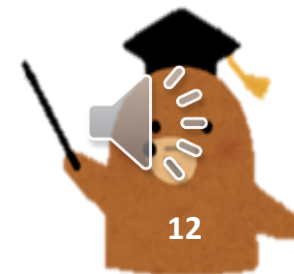
区公式ホームページもご参照ください


[トップページ](#)>[健康・福祉](#)>[社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査）](#)>[障害福祉サービス](#)>[事業者向けのお知らせ](#)

台東区 障害福祉 指導検査



検索





ご清聴ありがとうございました

